

事例 2-①	
件 名	養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件
改善の方向	厚生労働省は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおける生活相談員の資格要件について、都道府県における認定実態等を踏まえ、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者と同等以上の能力を有すると認められる者についても、認定が可能であることの周知を徹底する必要がある。
意見・要望等	<p>養護老人ホーム及び特別養護老人ホームにおいて、介護に関する有資格者である介護福祉士や介護支援専門員などは、生活相談員となることができない。生活相談員の業務内容からしても、これらの資格者であれば問題ないと考えられるので、現行の規制を見直すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(老人福祉施設の関係団体)</p>
府 省 名	厚生労働省
関係法令名	<p>社会福祉法（昭和26年法律第45号）</p> <p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下、本事例において「養老ホーム基準」という。）</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下、本事例において「特養ホーム基準」という。）</p>
調査結果	<p>[制度の概要]</p> <p>養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（以下「特養ホーム等」という。）には、生活相談員（注）を置かなければならない（養老ホーム基準第12条第1項第3号及び特養ホーム基準第12条第1項第3号）。</p> <p>（注）生活相談員は、入所者の処遇計画の作成、居宅介護支援事業者との連携・調整、入所者及びその家族からの苦情内容等の記録、ホーム内での事故の記録等を行うこととされている（養老ホーム基準第22条第1項）。</p> <p>生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないとされており（養老ホーム基準第5条第2項及び特養ホーム基準第5条第2項）、同法で規定されている資格要件は表1のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>

表1 社会福祉法で規定されている生活相談員の資格要件

- ① 大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（社会福祉法第19条第1項第1号）
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者（社会福祉法第19条第1項第2号）
- ③ 社会福祉士（社会福祉法第19条第1項第3号）
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者（社会福祉法第19条第1項第4号）
- ⑤ 精神保健福祉士（社会福祉法第19条第1項第5号及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第1条の2第1号）
- ⑥ 大学において、社会福祉法第19条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者（社会福祉法第19条第1項第5号及び社会福祉法施行規則第1条の2第2号）

（注）社会福祉法及び同法施行規則に基づき当省が作成した。

〔問題となる実態等〕

厚生労働省では、特養ホーム等の生活相談員の資格要件である「同等以上の能力を有すると認められる者」について、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日付け老発第214号厚生省老人保健福祉局長通達。以下、本事例において「通達」という。）において、「社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者」としている。

しかし、今回調査したところ、生活相談員の資格要件のうち「同等以上の能力を有すると認められる者」として、介護福祉士や介護支援専門員を生活相談員の資格要件として認めていない1都道府県では、表2のとおり、これらの資格を有している者についても、社会福祉士や精神保健福祉士等、社会福祉法第19条第1項各号に規定されている資格を取得しなければならないとして、同法に規定されている資格以外の要件について認めておらず、当該都道府県内の事業者においては、職員に必要な資格を取得させている例がみられた。



表2 介護福祉士や介護支援専門員を生活相談員の資格要件として認めていない1都道府県における生活相談員の資格要件の例

- 資格要件
 - ア 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ これと同等以上の能力を有すると認められる者
 - ※ 上記資格は有しないが、相談業務や調整力に優れている者であって、他の資格（介護支援専門員、介護福祉士、看護師等々）の保持をもって、同等以上の能力を有すると認められるものではない。
- 今後の対応

社会福祉全般に関する知識や相談技術等を習得するために

 - ・ 現在、生活相談員に任用されている者で、上記の資格要件アに該当していない者は、今後概ね3年以内に、資格を取得してください。
 - ・ 今後新たに任用される者で、上記の資格要件イにより、各事業所で、相談業務や調整力に優れており、同等以上の能力を有すると認められる者であると判断し任用された者は、任用後速やかに資格を取得してください。

(注) 1 介護福祉士や介護支援専門員等を生活相談員の資格要件として認めていない都道府県から提出のあった資料に基づき当省が作成した。
 2 下線は当省が付した。

(事例①) 職員が社会福祉士の資格を取得するため通信教育を受講中の例

施設区分	特別養護老人ホーム
職員が保有している資格	介護福祉士（平成12年取得） 介護支援専門員（平成19年取得）
資格取得の状況	社会福祉士の資格を取得するため、通信教育を受講中
費用負担の状況	約30万円（自己負担）

(事例②) 職員が社会福祉主事の任用資格を取得する予定の例

施設区分	特別養護老人ホーム
職員が保有している資格	介護福祉士（平成3年取得） 介護支援専門員（平成13年取得）
資格取得の状況	社会福祉主事の任用資格を取得するため、通信教育を受講予定
費用負担の状況	約8万円（事業者負担）

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 事例の時点は、平成25年11月現在である。
 3 「社会福祉主事の任用資格」とは、社会福祉法第19条第1項各号に規定されている資格である。

一方、介護福祉士や介護支援専門員等の有資格者を生活相談員の資格要件として認めている3都道府県では、表3のとおり、生活相談員としての活動に支障が生じている例は承知していないとしている。



表3 介護福祉士や介護支援専門員等を生活相談員の資格要件として認めている都道府県の意見

意見の内容
介護福祉士及び介護支援専門員を生活相談員の資格要件として認めているが、これまで、生活相談員としての活動に支障があったとは聞いておらず、利用者からの苦情等も特にならない。
生活相談員の資格要件については、介護福祉士及び介護支援専門員に範囲を拡大しているが、これによる活動上の支障が生じているという例は承知していない。
介護支援専門員を生活相談員としている事業者において、特段の支障が生じた事例は承知していない。

(注) 当省の調査結果による。

また、介護福祉士や介護支援専門員等の有資格者を生活相談員としている3事業者では、表4のとおり、社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有していなくても生活相談員としての業務に特段の支障はないとしている。

表4 介護福祉士や介護支援専門員を生活相談員としている事業者の主な意見

意見の内容
県の定める資格要件に基づき、介護福祉士の有資格者を生活相談員としているが、業務に特段の支障はない。
生活相談員は、社会福祉士の有資格者でなくても対応可能であり、当施設では、現場の実態を良く知っている介護福祉士及び介護支援専門員の有資格者を配置している。
介護支援専門員の有資格者を生活相談員としているが、業務に支障はない。

(注) 当省の調査結果による。

厚生労働省では、社会福祉法に規定されている者と同等以上の能力を有していれば生活相談員として任用可能である旨の通達を発出しているが、調査した都道府県の中には、「同等以上の能力を有すると認められる者」を認めず、結果として、一部の事業者等に過度な負担が生じている現状を踏まえると、通達の趣旨を徹底する余地があると考えられる。

(参考)

表5 生活相談員数及び特養ホーム等数の推移

年	生活相談員	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
平成22	7,744人	951施設	6,604施設
23	8,135人	950施設	6,951施設
24	8,287人	953施設	7,552施設

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 特別養護老人ホームについては、年度の数値である。